学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

令和４年１１月２５日

蒲郡市教育委員会

本ガイドラインは、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、臨時休業（学級閉鎖及び学年閉鎖含む）の判断等に当たっての考え方をまとめたものです。このガイドラインは、蒲郡市医師会等の関係機関にも確認いただいております。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応をお願いします。

なお、本ガイドラインは、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行います。

【主な参考資料】

文部科学省　「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」（令和４年３月 25 日付通知）

「学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る留意事項について」（令和４年６月 21 日付通知）

「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」（令和４年７月 25 日付通知）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和３年３月 16 日付令和４年７月 22 日一部改正事務連絡）

東三河教育事務所「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の判断基準の変更について」（令和４年２月 17 日付３東三教第 2353 号）

「学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る留意事項について」（令和４年６月 29 日付け４東三教第 876 号）

蒲郡市教育委員会

「蒲郡市小中学校における新型コロナウイルス感染症の対応マニュアル」（令和３年 11 月１日作成）

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和４年２月 16 日付蒲教学第 1246 号）

「小中学校等の濃厚接触者の特定に関する事務取扱の変更及び陽性者における濃厚接触者の有無等に関する調査について」（令和４年５月 18 日付事務連絡）

「豊川保健所における新型コロナウイルス感染症対応業務の見直しに伴う小中学校の今後の対応について」（令和４年６月 23 日付事務連絡）

１．学校で陽性者が確認された場合の対応

（１）学校で児童生徒等や教職員の陽性者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、陽性者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

陽性者の入院等の期間（「出席停止」扱いとします）

・発病（コロナ感染症状が出た）日から７日間経過し、かつ、症状軽快後２４時間経過した場合には、８日目から療養解除を可能とします。ただし、現に入院している場合には、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から療養解除を可能とする。

・無症状の場合は、ＰＣＲ検査（検体採取日）から７日間を経過した場合には、８日目に療養解除を可能とします。加えて、５日目の検査キット（薬事承認されたもの）による検査で陰性を確認した場合には、５日間経過後（６日目）に療養解除を可能とします。

※症状がある方は 10 日間、無症状の方は７日間が経過するまでは感染させるリスク（感染力）があります。

検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

（２）児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

濃厚接触者の自宅待機期間

・感染者との最終接触日を０日目として、土日祝日を含め５日間（６日目解除）とするが、２日目及び３日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目から登校可能となります。（**検査費用は、原則自己負担**）陰性を確認し、３日目以降登校可能となった場合も、７日目までは、「ハイリスク行動」※1 を控えるように指導をお願いします。※2

・「陽性」判定を受けた場合は、（１）陽性者が確認された場合の対応となります。

※1 ハイリスク行動・・・高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触やそうした方々が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動

※2 濃厚接触者に特定されてもＰＣＲ等の検査は任意なので、検査を受けないまたは受けられなかった場合、無症状であれば、自宅待機期間が解除されれば登校は可能となります。

２．濃厚接触者等の特定について

（１）中学校の対応について

①蒲郡市立中学校において濃厚接触者の候補者特定のための調査及び候補者の特定は求めません。

②学校における感染拡大を防止するため、中学校においては、感染予防策の徹底及び陽性者等への濃厚接触者の定義に該当する生徒の有無の聞き取りを引き続き実施し、濃厚接触者の定義に該当する生徒がいた場合は、保護者に５日間の登校自粛を要請していただくようお願いします。

③学級内で５名以上の陽性者が発生した場合には濃厚接触者の候補者特定を実施していただくようお願いします。

（２）小学校の対応について

小学校においては引き続き、陽性者を把握した時点で、これまでどおり濃厚接触者の候補者特定を実施していただくようお願いします。

（３）濃厚接触者の特定までの流れについて

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、学校が陽性者本人と保護者の合意を得て、陽性者本人から行動履歴等（学校生活のみ）の聞き取りを行う。また、陽性者の学校での様子を担任等から聞き取る。これらの情報をもとに、「国の基準：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所　感染症疫学センター）」が示す一定の基準に基づき（P.3※1）、保健所や校医、教育委員会と相談の上、濃厚な接触をした可能性の高い児童生徒等（以下、「濃厚接触者」という。）のリストを作成します。そして、作成したリストの内容等については、学校から学校教育課に提出し、濃厚接触者の特定が完了します。

なお、学校において、濃厚接触者の候補者リストを作成する際には、

・陽性者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮してください。

・適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施してください。

※濃厚な接触をした可能性が高い児童生徒等がいない場合は、リストの作成及び学校教育課への提出は必要ありません。

３．濃厚接触者の考え方

校内の濃厚接触者を特定する範囲は、陽性者の感染可能期間（発症２日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該陽性者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下に該当する児童生徒等及び教職員とします。

※1　濃厚接触者を特定する際の判断の視点

①マスクの着用の有無　　②陽性者との間隔　　③換気の有無

この①から③の視点をもとに、マスクをきちんと着用し、陽性者との間隔をとり、換気がきちんとされている環境であれば、濃厚接触者には特定されません。

※上記の候補の速やかな特定が困難な場合は、感染状況によっては、原則として当該陽性者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とする場合があります。

※1　校内の濃厚接触者を特定する際のチェックポイント

学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症２日前～）の接触）があった者のうち

①陽性者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（１メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合があります）

【給食時】

会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等

※「食事の際に飛沫が飛ばないよう、座席を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、といった対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話したことだけで、濃厚接触者と特定し、登校自粛を要請する必要はありません。

②手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と 15 分以上の接触があった者（例えば、手が届くくらいの距離でマスクをしないで 15 分以上会話した者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

※濃厚接触者として特定しなくても、陽性者の発症２日前以降に陽性者と 15 分以上の接触があった場合は、最終接触日の翌日から７日間は、感染防止対策、毎日の健康観察を行う。また、７日間が経過するまでは、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問は控える。

マスクの着用を要しない場面ではマスクを外すよう指導している時期に重視するポイント
□「感染者と、マスクなしで会話を伴う飲食をした者」
□「感染者と、マスクなしで、近距離で組み合ったり接触したり歌ったりする活動をした者」
※単にマスクを着用していなかったことのみをもって特定することはしないことに留意ください。

４．濃厚接触者に特定された児童生徒等のＰＣＲ等検査（行政検査による）の実施について

濃厚な接触をした可能性が高い児童生徒等の検査については、検査を推奨しますが、無症状の場合は、検査をせずに、待機期間まで自宅待機を要請します。しかし、症状が出た場合は、速やかに受診するよう陽性者本人またはその保護者に要請する。

基本的に受診（検査を含む）は、校医の医療機関で行いますが、検査を実施していない校医もあるので、その場合は、かかりつけ医に相談していただくか検査医療機関を掲載したリストにある医療機関の受診を学校から勧めてください。

①学校から該当児童生徒（またはその保護者）に連絡

【連絡する内容】

・この度発生した陽性者と濃厚な接触をした可能性が高いという判断をしたこと
・自宅待機期間について
・症状が出た場合は、校医（校医が検査医療機関でない場合は、かかりつけ医等）での受診（検査も含む）を要請する（医療機関等の受け入れ体制逼迫時は、この限りではない）
・自宅待機期間中の留意事項について

濃厚接触者の自宅待機期間は、感染者との最終接触日を０日目として、土日祝日を含め５日間（６日目解除）となっていますが、２日目及び３日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目から登校可能となります。（**検査費用は、原則自己負担**）

②学校から学校医へ報告

陽性者が発生した場合と濃厚接触者と判断した児童生徒等がいる場合は、学校医の病院へ報告（情報提供）をお願いします。

学校から学校医へ報告するタイミングは、以下の

ア　感染者が特定された（陽性判定が出た）という連絡を保護者から受けた日
イ　濃厚接触者がいるという判断をした日

になります。また，アとイは同日になることが多いため，一度にまとめての報告していただいても構いません。

この報告が必要な理由は、濃厚接触者と判断された児童生徒等が検査等の相談をする可能性があるからです。また、学校医が検査を実施しない場合も学校の感染状況等を把握し、今後学校からの相談等（学級閉鎖等の実施に関する助言等）に対応できるようにするためでもあります。報告方法については、学校医と相談の上、決めてください。

5．蒲郡市立小中学校の濃厚接触者候補者リスト及び濃厚接触者への検査の流れ

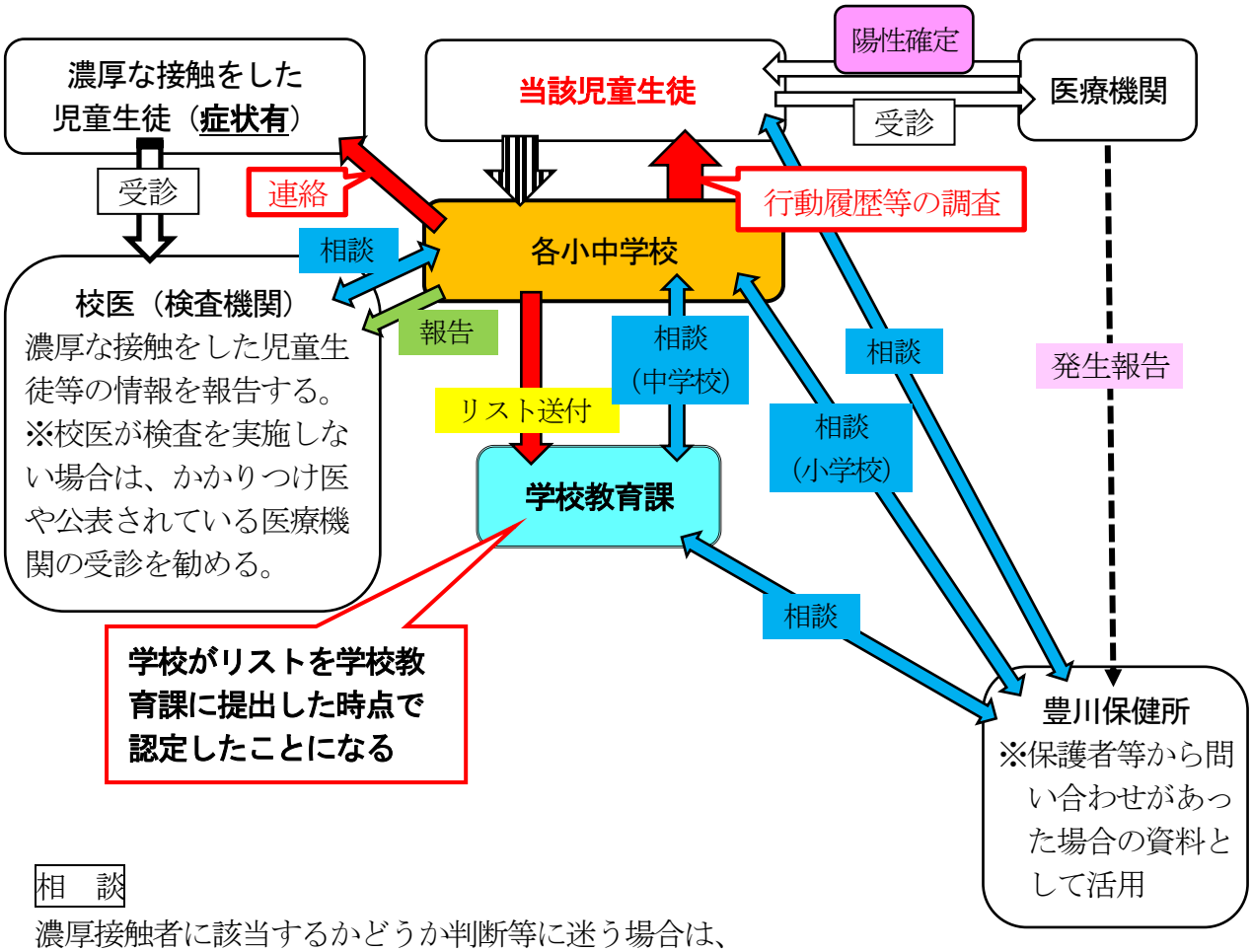

相　談

濃厚接触者に該当するかどうか判断等に迷う場合は、

・小学校は、豊川保健所または校医に相談ください。

・中学校は、校医に相談するか、学校教育課を経由して保健所に相談してください。

・陽性者の家庭は、下校後や休日等の習い事等で、濃厚な接触をした可能性がある人がいる場合やの濃厚接触者にあたるかどうか判断に迷う場合は、保健所に相談するよう促してください。

濃厚接触者候補者リストの提出

濃厚な接触をした可能性のある児童生徒等（濃厚接触者）のリストのみを学校教育課に提出してください。

6．　学校の教育活動等以外の場面の対応について

陽性者の保護者等は、学校の教育活動等以外の場面（下校後や休日等の習い事等）で、濃厚接触をした可能性のある人がいる場合は、その御家庭に連絡をお願いします。もし、濃厚な接触をしたかどうかの判断に迷う場合は、豊川保健所に相談し、保健所の指示に従うようにしてください。

※陽性者本人またはその保護者には、保健所からの電話連絡はありません。療養期間等については医療機関を受診した際に指示があります。

※濃厚接触者には、保健所からの連絡はありません。同居の御家族等は、濃厚接触者に相当しますので、待機期間は自宅待機をお願いします。

７．　濃厚接触者の待機期間（５日間）を短縮するための抗原定性検査について

濃厚接触者と特定された場合、感染拡大防止のために５日間の自宅待機と健康観察が必要です。ただし、以下のとおり検査で陰性が確認できた場合は待機期間が３日間へ短縮可能です。

①抗原定性検査キットの費用は、原則自己負担とし、薬事承認※されたものを必ず使用してください。

※薬事承認された抗原定性検査キットとは、国（厚生労働省）が承認した検査キットで、そのキットには、【体外診断用医薬品】又は【第１類医薬品】と表示されています。購入する際は、取扱い薬局の薬剤師等に相談及び確認してください。

②待機期間を短縮した場合であっても、７日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策をお願いします。

※受診等を目的としたものは除きます。

【参考】

〇厚労省 HP「体調に異変を感じたら」

https://www.mhlw.go.jp/content/000993305.pdf

〇蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策サイト

「感染者・濃厚接触者の方へ」

https://www.city.gamagori.lg.jp/site/covid19/yousei-noukousessyoku.html

※令和４年９月２６日（月）より、全国一律で全数届出の見直しがされました。

８．臨時休業等の判断について

陽性者が確認された場合

学校の対応

陽性者の学校生活中における濃厚接触者の有無等に関する調査を実施

※この調査に時間がかかる場合は、その調査に必要な期間、学校の全部または一部を臨時休業します。（１日～数日程度）

・学校が陽性者本人（または保護者）や担任等に学校生活中の行動履歴等の聞き取りを行い、校内の濃厚接触者（疑い）の候補者リストを作成し、教育委員会に提出する。

・学校は、学校医に相談した上、教育委員会へ連絡し、臨時休業等について協議する。

直近３日間の状況で

感染が広がっている可能性が高い場合※1

学級閉鎖（３日程度）

①陽性者が３名以上判明した場合

②陽性者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の１５％以上いる場合

③その他、教育委員会で必要と判断した場合

学年閉鎖（３日程度）

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

※学校運営上等の理由により、感染が広がる可能性が低い場合でも学年閉鎖とする場合があります。

臨時休業（３日程度）

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※学校運営上等の理由により、感染が広がる可能性が低い場合でも臨時休業とする場合があります。

学級閉鎖の基準を下回る、または、学級内等で感染の拡大の見込みがない場合※2

臨時休業等（学級閉鎖・学年閉鎖含）を実施しない。

通常通り授業を実施。

※2 感染拡大の見込みがない場合

・発症２日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）に遡っても陽性者が登校していない場合

※1 感染が広がっている可能性が高い場合として、家庭内感染ではなく、校内感染や感染経路不明の陽性者が発生しているかどうかを判断の際に考慮する。

４．臨時休業等の期間について

学級閉鎖等の判断基準に達した日を０日目とし、その翌日から３日程度（土日祝日を含める）として期間を設定します。（下記の例を参照）

	火曜日・水曜日	木曜日	金曜日	土曜日～月曜日	火曜日
学級の状況	登校	２名の陽性者	３人目の陽性者		
臨時休業等			０日目	学級閉鎖	再　開

期間：３日間

※上記の場合、土曜日から月曜日までが「学級閉鎖」期間となります。